修正案

(保存期間の起算日)

- 第13条 第11条第1項第1号の保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は取得し た日(以下この条、第16条第7号及び第18条第2項において「公文書作成取得 日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日(暦年により整理するものにあ っては、公文書作成取得日の属する年の翌年の1月1日)とする。
- た日のうち最も早い日(以下この条、第16条第7号及び第18条第2項において 「ファイル作成日」という。) の属する年度の翌年度の4月1日(暦年により整 理するものにあっては、ファイル作成日の属する年の翌年の1月1日)とする。

3 • 4 略

- 5 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる公文書及び当該公文書がまとめられた 公文書ファイルについては、適用しない。ただし、第2号に規定する複数年度が 5年を超える場合は、文書管理者は、あらかじめ総括文書管理者に報告しなけれ ばならない。
- (1) 公文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及 び当該公文書がまとめられた公文書ファイル
- (2) 公文書作成取得日において複数年度にわたることが予定されている事業、契 約等に係るものであって、当該複数年度の最終年度の翌年度の4月1日から起 算して1年以内の日を保存期間の起算日とすることが公文書の適切な管理に 資すると文書管理者が認めた公文書及び当該公文書がまとめられた公文書フ アイル

6 略

(公文書ファイル管理簿の記載事項)

- 第16条 公文書ファイル管理簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)~(6) 略
 - (7) ファイル作成日(単独で管理している公文書にあっては、公文書作成取得日。 次号及び第18条第2項において同じ。)の属する年度(暦年により整理するも のにあっては年)

(8)~(11) 略

前回案(12/28 公文書審議会提出案)

(保存期間の起算日)

- 第13条 第11条第1項第1号の保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は取得し た日(以下「公文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日(暦 年により整理するものにあっては、公文書作成取得日の属する年の翌年の1月1 日)とする。
- 2 第11条第1項第3号の保存期間の起算日は、公文書を公文書ファイルにまとめ 2 第11条第1項第3号の保存期間の起算日は、公文書を公文書ファイルにまとめ た目のうち最も早い目(以下この項、次項及び第16条において「ファイル作成 日」という。) の属する年度の翌年度の4月1日(暦年により整理するものにあ っては、ファイル作成日の属する年の翌年の1月1日)とする。

3 • 4 略

- 5 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる公文書及び当該公文書がまとめられた 公文書ファイルについては、適用しない。
 - (1) 公文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及 び当該公文書がまとめられた公文書ファイル
 - (2) 公文書作成取得日において複数年度にわたることが予定されている事業、契 約等に係るものであって、当該複数年度の最終年度の翌年度の4月1日から起 算して1年以内の日を保存期間の起算日とすることが公文書の適切な管理に 資すると文書管理者が認めた公文書及び当該公文書がまとめられた公文書フ アイル

6 略

(公文書ファイル管理簿の記載事項)

- 第16条 公文書ファイル管理簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)~(6) 略
 - (7) ファイル作成日(単独で管理している公文書にあっては、公文書作成取得日。 次号において同じ。)の属する年度(暦年により整理するものにあっては年)

(8)~(11) 略

修正案

(公文書ファイル管理簿への記載)

第18条 略

- 2 第13条第5項各号に規定する公文書ファイル等については、ファイル作成日の 属する年度の末日までに公文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 3 前2項の記載に当たっては、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号) 第7条各号に規定する非公開情報に該当する場合には、当該非公開情報を明示し ないようにしなければならない。
- 4 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、知事に移管し、 又は廃棄した場合は、当該公文書ファイル等に関する公文書ファイル管理簿の記 載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理 者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。
- かじめ総括文書管理者に報告するものとする。

附則

1~3 略

4 前項の規定にかかわらず、第4章(第18条第2項を除く。)及び第5章の規定 は、施行日前文書についても適用する。この場合において、第16条中「ファイル 作成日」とあるのは「施行日前文書を一の集合物にまとめた日のうち最も早い日」 と、「公文書」とあるのは「施行日前文書」と、「公文書作成取得日」とあるのは 「施行日前文書を作成し、又は取得した日」と、同条及び第18条から第22条まで 中「公文書ファイル等」とあるのは「施行日前文書(施行日前文書を一の集合物 にまとめた場合にあっては、当該一の集合物)」と、第17条第1項中「文書管理 システム」とあるのは「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確 実に記録しておくことができる物を含む。)」と、第19条第1項中「ならない。」 とあるのは「ならない。ただし、昭和27年度までに作成し、又は取得した施行日 前文書(施行日前文書を一の集合物にまとめた場合にあっては、当該一の集合物) については、移管するものとする。」と読み替えるものとする。

前回案(12/28公文書審議会提出案)

(公文書ファイル管理簿への記載)

第18条 略

(新設)

- 2 前2項の記載に当たっては、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号) 第7条各号に規定する非公開情報に該当する場合には、当該非公開情報を明示し ないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、知事に移管し、 又は廃棄した場合は、当該公文書ファイル等に関する公文書ファイル管理簿の記 載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理 者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。
- 5 文書管理者は、第1項、第2項及び前項の規定による処理を行うときは、あら 4 文書管理者は、第1項及び前項の規定による処理を行うときは、あらかじめ総 括文書管理者に報告するものとする。

附則

$1\sim3$ 略

4 前項の規定にかかわらず、第4章及び第5章の規定は、施行日前文書について も適用する。この場合において、第16条中「ファイル作成日」とあるのは「施行 日前文書を一の集合物にまとめた日のうち最も早い日」と、「公文書」とあるの は「施行日前文書」と、「公文書作成取得日」とあるのは「施行日前文書を作成 し、又は取得した日」と、同条及び第18条から第22条まで中「公文書ファイル等」 とあるのは「施行日前文書(施行日前文書を一の集合物にまとめた場合にあって は、当該一の集合物)」と、第17条第1項中「文書管理システム」とあるのは「磁 気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで きる物を含む。)」と、第19条第1項中「ならない。」とあるのは「ならない。た だし、昭和27年度までに作成し、又は取得した施行目前文書(施行目前文書を一 の集合物にまとめた場合にあっては、当該一の集合物) については、移管するも のとする。」と読み替えるものとする。